

第8章 樹木の保存, 表土の保全等

第1 植物の生育の確保

1 樹木の保存

立木竹の伐採は、必要最小限にとどめ、保存及び回復に最大限の努力を払うとともに、在来樹種などにより計画的に緑化すること。

また、面積が1ha以上の開発行為にあつては、開発区域内の高さが10m以上の健全な樹木又は高さが5mで、かつ、面積が300m²以上の健全な樹木の集団を保存するために、その存する土地を公園又は緑地として配置するよう設計に配慮するなど必要な措置を講じること。ただし、開発行為の目的、開発区域の規模、形状、周辺の状況、土地の地形、地盤の性質、予定建築物の用途、敷地の規模、配置等と樹木集団の位置とを勘案してやむを得ないと認められる場合は除く。

公園又は緑地以外として配置する場合は、隣棟間空地、側道、プレイロット、コモンガーデン、緩衝帯、法面等として配置すること。

2 表土の保全

面積が1ha以上の開発行為にあつては、開発区域内で行われる高さが1mを超える切土又は盛土で、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1,000m²以上であるものについては、当該切土又は盛土を行う部分について、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 表土の復元については、開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元すること。
- (2) 表土の客土については、開発区域外の土地の表土を採掘し、その表土を開発区域内の必要な部分に覆うこと。
- (3) 土壌の改良については、土壌改良剤と肥料を与え、耕起すること。
- (4) 表土の復元又は客土等の措置を講じて、なお植物の生育を確保することが困難であるような土質の場合は、次のような措置を講じること。

ア リッパーによる引掻き

イ 発破使用によるフカシ

ウ 粘土均し

(5) 表土を保全すべき区域は、主に公園、緑地、コモンガーデン、隣棟間空地、緩衝帯（緑地帯）等とすること。ただし、道路の舗装部分、建築物の建築予定地、駐車場等植栽の必要がないことが明らかな部分又は植物の育成が確保されている部分を除く。

第2 残置し、又は造成する森林等

地域森林計画対象森林における面積が1haを超える開発行為及び用地事情等からやむを得ず保安林を解除して行う開発行為にあつては、開発行為に係る目的、形態、周辺における土地利用の実態などに応じ、相当面積の森林などを残置し、又は造成すること。このとき、開発目的が住宅団地又は工場若しくは事業場の場合、残置し、又は造成する森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね次の表のとおりとすること。

その他の場合は、広島県の「開発事業に関する技術的指導基準」の規定に従うものとする。

| | 事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合 | |
|---------|--|--|
| 開発行為の目的 | 地域森林計画対象森林における面積が1haを超える開発又は保安林を解除する場合 | 保安林解除面積5ha以上又は事業区域内森林における保安林の割合が10%以上で解除面積1ha以上の場合 |
| 住宅団地 | 森林率20%以上（緑地を含む。） | 森林率30%以上（緑地を含む。） |
| 工場又は事業場 | 森林率25%以上 | 森林率35%以上 |

※ 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であつて硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

※ 住宅団地の緑地には、①公園、緑地若しくは広場、②緑地帯又は③法面緑地を含めることができる。

また、いずれの場合においても、次の第1項から第4項までに規定する条件に適合するものであること。

- 1 現況森林の植生を保存することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに伐採前の植生状態まで回復を図ることを原則として森林などが造成されるものであること。
- 2 開発目的が住宅団地又は工場若しくは事業場の場合、残置し、又は造成する森林などは、前記の表並びに次の第1号及び第2号に定めるところにより、開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

その他の場合、広島県の「開発事業に関する技術的指導基準」の規定に従うものとする。

(1) 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として、周辺部におおむね次の表のとおりに残置し、又は造成する森林等を配置すること。これ以外の場合にあっても、極力周辺部に森林等を配置すること。

| 開発行為の目的 | 周辺部への残置森林又は造成森林等の配置 | |
|---------|--|--|
| | 地域森林計画対象森林における面積が1haを超える開発又は保安林を解除する場合 | 保安林解除面積5ha以上又は事業区域内森林における保安林の割合が10%以上で解除面積1ha以上の場合 |
| 住宅団地 | 幅30m以上（緑地を含む。） | 幅50m以上（緑地を含む。） |
| 工場又は事業場 | 幅30m以上 | 幅50m以上 |

※ 住宅団地の緑地には、①公園、緑地若しくは広場、②緑地帯又は③法面緑地を含めることができる。

(2) 開発行為に係る1か所当たりの面積がおおむね20ha以下の場合であって、事業区域内にこれを複数造成するときに係る当該造成箇所間への残置森林又は造成森林等の配置に関する基準については、前号の表の規定（表外の※印による注記の部分を含む。）を準用する。この場合において、同表の表頭中「周辺部」とあるのは、「造成箇所間」と読み替えるものとする。

3 原則として、開発行為をしようとする者が、将来においても、権原を有して善良に維持管理するものであること。

4 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するように表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1m以上の高木性樹木を、次の表に定めるところを標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

また、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所は、造成森林には含まないものとする。

| 樹高 | 植栽本数（1ha当たり） |
|----|--------------|
| 1m | 2,000本 |
| 2m | 1,500本 |
| 3m | 1,000本 |